

○農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号（南アフリカ共和国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマngo種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>四 封印</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>(三) 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあつては、十四日間）、その温度±〇・六度で消毒すること。</p> <p>(二) (三) (略)</p> <p>(四) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</p> | <p>四 封印</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>(三) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて生果実の中心部が摂氏零下〇・六度になった後、引き続き十二日間（クレメンティンにあつては、十四日間）、その温度で消毒すること。</p> <p>(二) (三) (略)</p> <p>(新設)</p> |

○農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、令和四年十一月十八日農林水産省告示第千八百六十九号（ベトナムから発送されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>四 封印</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 低温処理コンテナーにおいて(一)の消毒を行う場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</p> <p>七 六 (略) 植物防疫官による確認</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。</p> | <p>四 封印</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナーごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 六 (略) 植物防疫官による確認</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同して、次により行うものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。</p> |

○農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十九の規定に基づき、令和五年三月二十二日農林水産省告示第四百三十八号（ペルーから発送されるぶどう（ウイテイス・ウイニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>四 封印 冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）には、低温処理コンテナごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒 (一)・(二) (略)</p> <p>(三) (一)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。</p> <p>六 植物防疫官による確認 (一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。</p> | <p>四 封印 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）には、低温処理コンテナごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。</p> <p>五 消毒 (一)・(二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 植物防疫官による確認 (一) (略)</p> <p>(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。</p> |